

審　查　基　準

処　分　名	港湾施設の利用許可
根拠法令及び条項	愛知県港湾管理条例第8条(利用の許可)
法　令　番　号	昭和 29 年愛知県条例第 44 号
審　查　基　準	<p>1 申請者が当該申請に係る港湾施設を使用するについて必要な免許、許可若しくはその他の法令に基づく資格を有すること。</p> <p>2 申請に係る行為により、港湾施設が損傷又は汚損されるおそれがないこと。</p> <p>3 当該港湾の能力に照らし適切であること。</p> <p>4 港湾管理者が港湾施設の効率的な利用を確保するため特に必要があると認め、岸壁、上屋、野積場等の港湾施設を指定して、船舶又は貨物の種類別、航路別若しくは仕向別にその用途を定めた場合にあっては、当該定められた用途に照らし適切であること。</p> <p>5 専用使用にあっては、その期間が 1 年を超えないもので、当該使用に係る港湾施設の使用の目的、その他に照らし適切であること。</p> <p>6 衛生上支障がないこと。</p> <p>7 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがないと認められること。</p> <p>8 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがないと認められること。</p> <p>9 港湾施設周辺に特に支障を与えるおそれがないこと。</p> <p>10 暴力団の利益となると認められないこと。</p> <p>11 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがないこと。</p> <p>12 海陽ヨットハーバー(ヨットハウス会議室を含む)、大塚海浜緑地、その他緑地、これらと一体として管理される港湾施設(駐車場を含む)において興行を行うものにあっては、以下の基準を満たすこと。</p> <p>(1) 興行の内容が、港湾施設の設置目的に照らして相当又はやむを得ないものと認められること。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、港湾施設の品位を汚すものでないこと。</p> <p>(3) 入場料を徴収する場合は、料金が適正であること。</p> <p>(4) 大規模な興行は、開催当日の事故防止措置(交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制)及び環境衛生対策(仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解)等がとられていること。</p>

	<p>(5)原則として、公開性を有する催しであること。ただし、開催時期や開催場所等を総合的に勘案し、港湾施設の本来利用が大きく妨げられないと判断される場合はこの限りでない。</p> <p>(6)「公開性」とは、来場者が自由に参加・観賞等ができる時間や場所を設けている場合や、催しに参加・鑑賞等をするために入場券等を広く一般に販売・配布している場合などをいう。</p> <p>13 海陽ヨットハーバー(ヨットハウス会議室を含む)、大塚海浜緑地、その他緑地、これらと一体として管理される港湾施設(駐車場を含む)において展示会その他これに類する催しを行うものにあっては、以下の基準を満たすこと。</p> <p>(1)催しの内容が、次に掲げる港湾施設の本来の利用目的のいずれかに合致していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公共的な主旨のもとに行う催し 行政等が社会意識の向上のために行う講演会、シンポジウム等 ②体力・健康づくり、娯楽としての催し 運動会、競技会、祭り、レクリエーション大会等 ③文化向上のために行う催し 展示会、演奏会、演劇、講演会、シンポジウム、コンクール等 ④その他港湾振興、交流等を目的とした催し <p>(2)入場料を徴収する場合は、料金が適正であること。</p> <p>(3)大規模な催しは、開催当日の事故防止措置(交通機関の確保、周辺道路の整理、利用者の誘導、連絡体制、救護体制)及び環境衛生対策(仮設トイレの設置、ゴミ処理、音量等の調整、周辺住民の理解)等がとられていること。</p> <p>(4)過去に開催された集会等で騒動を引き起こし、暴力的行為又は違法行為を行ったことが明らかな団体又は構成員が参加者に含まれていないこと。</p> <p>(5)一般の港湾施設利用に支障を与えないこと。</p> <p>14 海陽ヨットハーバー内の港湾施設のうち係留施設、野積場、船舶保管施設、荷役機械の利用は、以下の基準を満たすこと。</p> <p>(1)以下の船艇であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ディンギー型ヨット ②クルーザー型ヨット ③ヨット利用に伴う救助艇及び運営艇 ④官公署の業務用船舶 ⑤船舶の故障、気象変化による避難、急病人の搬送や救急措置等の船舶 <p>(2)施設の収容能力を超えないこと。</p> <p>(3)ヨット利用者以外の者が施設を利用することにより、ヨット利用者の施設利用が妨げられるおそれがないこと。</p> <p>15 ヨットハウス附属ヨットの利用にあっては、以下の基準を満たすこと</p>
--	---

と。

- (1)利用者が帆走を行う能力を有すると認められること。
 - (2)利用時点で予想される風速が 10m／sを超えないなど、気象条件及び天候等に照らして、帆走に危険がないと認められること。
- 16 その他管理上支障がないと認められること。